

預金商品概要説明書

株式会社 もみじ銀行
平成28年1月1日現在

1	商品名	自動つみたて定期預金	
2	ご利用いただける方	個人の方および法人	
3	作成する定期預金 ※右記の中からお選択 いただきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・期日指定定期預金（個人の方のみ選択可能です） ・自由金利型2年定期預金（M型） ・自由金利型1年定期預金（M型） ※全て自動継続扱となります。	
4	積立期間	期間の定めはありません。	
5	お預入れ方法	(1)お預入れ方法	初回は店頭でのお預入れとなり、2回目以降は分割預入（普通預金または当座預金からの自動振替による預入）となります。（窓口・ATMでの随時のお預入れも可能です。）
		(2)お預入れ金額	預金口座からの自動振替は1回あたり5,000円以上1,000万円未満。ただし、期日指定定期預金で運用する場合は、1回あたり5,000円以上300万円未満となります。
		(3)お預入れ単位	1円単位
6	振替サイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、2か月ごと、3か月ごとのいずれかをご指定いただけます。 ※別途、年1～2回の積増月もご指定いただけます。 ・平常月と積増月が重なる月は、積増月のご指定金額をお振替えいたします。 	
7	払戻方法	<p>【(1)期日指定定期預金の場合】</p> 各々の明細について、各預入日の1年経過後から3年までの間に、満期日の指定があった場合、満期日以後に一括して支払います。 ※満期日のご指定は、その1か月前までに当行にご通知いただく必要があります。 <p>【(2)自由金利型定期預金（M型）の場合】</p> 各々の明細について継続停止の申出があった場合、満期日以後に一括して支払います。	
8	利息	(1)適用金利	預入日における期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の金利を適用します。
		(2)利払頻度	<p>【①期日指定定期預金および自由金利型1年定期預金（M型）】</p> 満期日以後に一括して支払います。 <p>【②自由金利型2年定期預金（M型）】</p> 中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います。 1年目に約定利率の70%（少数点第3位以下は切捨てます）で計算した中間払利息を支払います。
	(3)計算方法	利息は付利単位を1円、1年を365日として次のとおり日割で計算します。 <p>【①期日指定定期預金の場合】</p> 預入金額ごとにその預入日（継続をした時はその継続日）からその定期預金の満期日の前日までの日数について、預入日（継続をした時はその継続日）における次の預入期間に応じた店頭表示の期日指定定期預金金利によって1年複利の方法により計算します。 A. 1年以上2年未満・・・2年未満の利率 B. 2年以上・・・2年以上の利率 <p>【②自由金利型定期預金（M型）の場合】</p> 預入金額ごとにその預入日（継続をした時はその継続日）からその定期預金の満期日の前日までの日数について、預入日（継続をした時はその継続日）における店頭表示の自由金利型定期預金（M型）の金利によって計算します。	

「自動つみたて定期預金」

8 利息	(3) 計算方法 (続き)	※上記①②の利率は、当行所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後最初に継続される日）から適用します。																						
	(4) 金利情報の 入手方法	各々の適用金利は店頭の「金利表示ボード」に表示しています。																						
	(5) その他	<p>【個人のお客さま】 課税扱の場合、受取利息から税金20.315%（復興特別所得税を加えた国税15.315%、地方税5%）が差し引かれます。</p> <p>【法人のお客さま】 課税扱の場合、受取利息から税金15.315%（復興特別所得税を加えた国税15.315%）が差し引かれます。</p>																						
9	手数料	ありません。																						
10	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方はマル優の取扱いができます。 ・個人の方は、総合口座の担保とすることができます。 																						
11	中途解約時の取扱	<p>【(1) 期日指定定期預金の場合】 期限前解約利息は、預入金額ごとに預入日（継続した時は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます）によって計算します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(2) 自由金利型定期預金（M型）の場合】 期限前解約利息は、預入金額ごとに預入日（継続した時は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。 ※中間払利息が支払われている場合には、その支払総額と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%	1年以上2年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%
中途解約日までの期間	中途解約利率																							
6か月未満	解約日における普通預金の利率																							
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																							
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																							
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																							
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																							
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																							
中途解約日までの期間	中途解約利率																							
6か月未満	解約日における普通預金の利率																							
6か月以上1年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%																							
1年以上2年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%																							
12	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率を適用します。 ・この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。 ・毎年3月末現在で、次の条件を全て満たす口座の自動振替は、自動停止となりますのでご注意願います。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 振替サイクルが毎月で、前年4月から当年3月までの毎月の振替が全て行われなかった場合。 (2) 残高5万円以下の場合。 (3) 自動振替金額1万円以下の場合。 																						
13	当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772</p>																						

「自動つみたて定期預金」